

社西地区社会福祉協議会規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、福井市社西地区社会福祉協議会とする。

第2条 本会の事務所を社西公民館内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、社西地区住民が総て健康で、文化的で楽しい生活を営むことが出来るように協力して福祉を増進し、明るい豊かな町づくりに貢献することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 住民の福祉に関する調査並びに総合計画の樹立。
2. 福祉活動に対する住民の理解と関心を高め、地区ぐるみの福祉活動の実践（高齢者、児童、母子、父子、心身障害者への各種福祉事業）。
3. 住民の福祉の増進を目的とする各種団体（民生児童委員、保護司など）事業連絡調整、及び活動に助成。
4. その他、本会の目的達成に必要な事業。
- 5.

第3章 組織

第5条 本会は、社西地区内居住全住民世帯を以って組織する。

第6条 本会の事業運営のため必要により専門部会をおくことが出来る。

第4章 役員

第7条 本会に次の役員をおく。

会長 1名 副会長 2名 常任理事 若干名 理事 若干名
監事 2名 幹事 若干名

第8条 会長は、常任理事会において選出し、総会の承認を得る。

会長は、副会長、常任理事、理事、幹事を委嘱する。監事は、自治会連合会の監事がこれにあたる。

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。

常任理事は、会長の命を受け会務を処理する。

監事は、会計を監査する。幹事は、庶務会計を司るものとする。

第10条 役員の任期は2ヵ年とする。但し再任はさまたげない。

補欠により就任した役員の任期は、前任者の在任期間とする。

役員は、任期満了であっても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第11条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、理事会において推薦し会長が委嘱する。

顧問は会長の諮問に応じ、または会議に出席し意見を述べる事が出来る。

第5章 福祉委員

第12条 本会に福祉委員をおく。福祉委員は、各自治会において推薦し、福井市社会福祉協議会会長及び社西地区社会福祉協議会会長がこれを委嘱する。

第13条 福祉委員の任期は2ヵ年とする。但し、再任を妨げない。補欠により就任した福祉委員の任期は前任者の残任期間とする。

第6章 代議員

第14条 本会に代議員をおく。代議員は各自治会長をもってあてる。

第15条 代議員の任期は1ヵ年とする。但し再任は妨げない。

第7章 会議

第16条 会議は、総会及び常任理事会、理事会の3種とする。総会は代議員、及び役員をもって構成する。会議は会長が招集し、その議長となる。

第17条 総会は、年1回これを開く。但し、会長において必要と認めたときは、臨時に開くことが出来る。常任理事会及び理事会は必要に応じ随時開く。

第18条 総会においては、次の事項を審議する。
庶務に関する事項、事業計画及び事業報告、規約の変更、予算及び決算に関する事項、役員選任に関する事項、その他重要事項。

第19条 常任理事会及び理事会において審議する事項は次の通りとする。
総会に付議する事項、その他の事業実施上必要と認める事項。

第8章 会計

第20条 本会の会計は、会費、寄付金、補助金、その他の収入を以ってあてる。

第21条 旅費（交通費）は、市内 500 円、市内以外は実費とする。

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日を以って終わる。

付 則

- 1 この規約のほか必要な規定は、理事会の決議を得て会長が定めることが出来る。
- 2 この規約は、平成3年6月22日から施行する。
- 3 この規約は、平成11年4月1日から施行する。
- 4 この規約は、平成16年4月1日から施行する。
- 5 この規約は、平成20年4月1日から施行する。
- 6 この規約は、平成23年4月1日から施行する。